

- 第1回WGでは、「空き地、空き家バンク制度」の利用が低迷している状況を踏まえ、制度と利活用の両面からの再検討の必要性を指摘。

制度面

- 「空き地・空き家バンク」の登録は市民が所有する空き家・空き地を登録し、ホームページで公開することで、市外からの移住・定住者へ情報提供を促進させることを目的としているが、所有者の意向(売買物件)と利用者の意向(賃貸物件)のミスマッチがあるなどの原因によって利用が低迷しており、今後は、利用者ニーズに合わせた制度へ変更する。



【利用者ニーズに合わせた制度変更】

- ・賃貸物件を中心とした物件紹介への変更
- ・市や不動産会社が生活環境面から移住・定住者向けとしてお薦めする賃貸物件の紹介
- ・賃貸物件のうち移住者等が自ら修繕(リノベーション)可能な物件の紹介
- ・空き家所有者の修繕費の補助に加え、移住者(賃借人)に対する補助制度の検討
- ・HP紹介～問い合わせ～現地見学～不動産会社紹介までトータルで支援できる(移住支援コーディネーター等)制度創設の検討 等

利活用面

- 空き家・空き地の利用促進に当たっては、従来からの物件の状況(転居・相続放棄等)に加えて、熊本地震の影響による仮設(みなし仮設)住宅への一時転居、公費解体等により発生した空き地など、様々な要因によって増加していることから、まずは行政が中心となって「空き地・空き家等の実態調査」を行い現状把握することが必要。その際、単に物件や土地の状況の確認に留まらず、可能な範囲で所有者の利活用意思の確認を把握することが望ましい。
- また、将来に向けた検討課題として、空き家改修後の利活用を促す運営主体(NPO法人等)を設立し、改修や利活用に関するノウハウを共有し、対策を実行できる体制を構築していくことが重要。

制度面

【利用者ニーズに合わせた制度へ変更】

1. 空き家修繕補助制度の見直し

- H30年度は、賃借者、購入者に補助対象を拡大し、制度の活用を促進する。
- H31年度に補助制度の抜本的な制度変更を行い、さらなる制度の活用促進を図る。

2. 空き家・空き地の利活用をより促進するための事業及び運営主体の創設検討

- 移住者等の住環境をトータルで支援できる(移住支援コーディネーター等)制度創設の検討

利活用面

1. 空き家・空き地の実態を把握するための調査実施(H30年度)

- 熊本地震後の空き家・空き地・空き店舗の実態を把握するため、調査を実施し、空き家紹介の基礎資料として活用する。

2. 空き家・空き地の利活用をより促進するための事業及び運営主体の創設検討

- また、将来に向けた課題として、空き家改修後の利活用を促す運営主体(NPO法人等)の設立や、改修及び利活用に関するノウハウを共有し、対策を実行できる体制の構築を検討する。